

# 滝沢公共下水道計画的改築事業実施のための検討業務 公募型プロポーザル実施要領

## I. 一般事項

### 1 趣旨

滝沢公共下水道は、昭和53年に事業着手し、これまで約210kmの管渠整備を行ってきたが、管渠の耐用年数50年が迫る中、今後の老朽化に伴う調査・点検費用及び修繕・改築費用等の増大、また予測される人口減少及び担当職員の削減等が予想されています。

本要領は、下水道施設の維持管理業務等における質的向上を図ると共に、将来にわたる安定的かつ持続可能な事業経営のため、諸問題に取り組む上での指針となる下水道のアセットマネジメントの導入に向けて、必要な管理機能を構築するものであり、運用計画の策定を行う業務の実施にあたり、価格のみの競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から最適な企画の提案を求めることで、最も適当と判断される事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものです。

### 2 プロポーザルの概要

(1) 名称 滝沢公共下水道計画的改築事業実施のための検討業務

(2) 方法 公募型プロポーザル

(3) 履行期限 令和4年12月10日まで

(4) 事業費

①本業務費限度額 22,390,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお各年度における予定限度額は、次のとおり。但し、あくまで予定であり、提案によっては各年度の割合を変更することは可能であるものとします。

令和2年度： 2,640,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

令和3年度： 8,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度：11,250,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

②保守・更新費限度額 設定は行わないが、評価の対象とします。

### 3 主催及び事務局

(1) 主催者 滝沢市

(2) 事務局 滝沢市上下水道部下水道課（担当：浦島）

〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55番地

TEL：019-656-6581（直通）

FAX：019-687-3131

E-Mail：gesuidou@city.takizawa.iwate.jp

#### 4 プロポーザル実施スケジュール（予定）

内容	期間
公募型プロポーザルの公告	令和2年10月21日（水）
参加申込書提出期限	令和2年11月 4日（水） 16：00まで
質問書提出期限	参加申込後～ 令和2年11月10日（火） 12：00まで
質問書回答	令和2年11月13日（金）までに回答
企画提案書提出期限	令和2年11月27日（金） 16：00まで
第一次審査（書類審査）	令和2年12月 2日（水） 12：00まで
第二次審査（ヒアリング審査）	令和2年12月 9日（水） 10：00から
選定結果の通知・公表	令和2年12月中旬（予定）
契約締結	令和3年 1月中旬（予定）

## II. 審査・査定

### 1 選定方法及び契約

- 参加申込書の提出があった者の中から、提出された書類及びヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）をもとに、滝沢公共下水道計画的改築事業実施のための検討業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を実施し、最優秀者及び次点者の各1者を選定します。
- 最優秀者は、審査の結果、1位となった提案者として。但し、選定後に仕様書及び本要領に従っていない等の不備が発覚した場合、次点者を採用するものとします。
- 契約については、最優秀者と本業務の実施内容等について協議を行った上で、契約に伴う見積書を徴収し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結します。

### 2 参加資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
- 滝沢市暴力団排除条例（平成22年度政令第16号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- 参加表明書の提出時点において、国及び地方公共団体から競争入札参加資格の指名停止を受けている期間中でないこと。
- 令和元・2年度滝沢市競争入札参加資格者名簿の土木関係建設コンサルタント（下水道）に、登録されている者であること。
- 同種の業務である下水道事業におけるアセットマネジメント導入業務またはアセットマネジメント導入に向けたシステム構築業務の受託実績があること。但し、下水道台帳管理システムのみ構築業務は不可とする。
- 共同事業体の場合は、次のとおりの条件とし、滝沢市特定市営建設工事共同企業体要綱（昭和55年要綱第4号）第7条第2項第1号から第12号までの内容を記載した協定書を参加申込の際に

提出すること。

- ①各事業者が（１）～（４）の条件を満たしていること。
- ②いずれかの事業者が（５）、（６）の条件を満たしていること。
- ③（５）の条件を満たしていない事業者については、令和元・２年度滝沢市競争入札参加資格者名簿の情報処理業務（ソフトウェア）に、登録されている者であること。

### 3 参加申込書の提出

- （１）提出書類 ①参加申込書（様式１号） ②実績調書（様式２号） ③協定書（共同企業体の場合）
- （２）提出期限 令和２年１１月 ４日（水）１６：００まで必着のこと。
- （３）提出場所 事務局：滝沢市上下水道部下水道課
- （４）提出部数 １部
- （５）提出方法 郵送（宅配便も可）又は持参とします。電子メール、FAXによる提出はできません。
- （６）資格審査 参加資格要件を満たしていない場合、令和２年１１月 ９日（月）までに電子メール又はFAXで通知します。

### 4 質問及び回答

- （１）提出書類 質問書（様式３号）
- （２）提出期限 参加申込後から令和２年１１月１０日（火）１２：００まで
- （３）提出方法 電子メールにより提出してください。
- （４）質問回答 令和２年１１月１３日（金）までに滝沢市ホームページ上に掲載します。

### 5 企画提案書の提出

#### （１）提案いただく概要

当該事業は、今後求められる大量のストックの適切な維持管理や老朽化した施設の適切な改築等に向け、ICTを活用した各種下水道施設情報のデータベース化及び適切なマネジメントサイクルを確立するために必要な管理体制及び管理機能等の在り方について、下水道のアセットマネジメントを導入するために最適な提案を求めるものです。

#### （２）提出書類

##### ①企画提案書（任意様式）

- ア 貴社の考えなどを文章等で記述し、任意様式で作成してください。
- イ 色彩、写真、図の使用は自由です。但し、図や文字は小さすぎないように配慮してください。
- ウ 表紙に、企画提案書名（滝沢公共下水道計画的改築事業実施のための検討業務公募型プロポーザル企画提案書）及び事業者名を記載してください。
- エ 資料はA4版とし、表紙を除き、10枚以内とします。
- オ 提案内容については、「滝沢公共下水道計画的改築事業実施のための検討業務企画提案仕様書」を踏まえ、本実施要領Ⅱ. 6評価基準に沿った内容としてください。なお、有益な提案等があった場合には、本契約における仕様書への反映を行います。
- カ 各機能の構築にあたり必要な要件については、別紙「要件定義書」とします。なお導入形態（web方式、スタンドアロン方式等）を示すと共に、パソコン等のハードウェア及びミドルウェア等が提案の実現に向けて必要な機器がある場合は、その旨を記載してください。

## ②見積書（任意様式）

ア 見積書には、合計金額のみの記載ではなく、人件費、材料費等のそれぞれの金額内訳も記載し、企画提案書の内容と整合を図ったものとしてください。

イ 企画提案書の内容に基づき、各年度の金額内訳を積み上げる形式で記載してください。

ウ 本業務費、年間の保守費及び更新費は、それぞれ見積書を分けて作成してください。なお下水道台帳更新費の更新数量は、管渠延長L=1,000m（取付管延長は含まない）とします。

エ 見積書は、機器費も含め、当該事業にかかる費用の一切を含めるものとします。

オ 見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とします。

## ③アセットマネジメントシステムの国際規格ISO55001認証の写し

## ④情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証及びプライバシーマーク認定の写し

(3) 提出期限 令和2年11月27日（金）16：00まで必着のこと。

(4) 提出場所 事務局：滝沢市上下水道部下水道課

(5) 提出部数 紙10部及びCD-R1枚（PDFデータ）

(6) 提出方法 郵送（宅配便も可）又は持参とします。電子メール、FAXによる提出はできません。また、要求した内容以外の書類等（カタログや会社概要等も含む）は受理しません。

(7) 再提出等 提出後の内容の変更及び追加、再提出は認めません。

(8) 費用負担 提出に関する一切の費用は、参加者の負担とします。

(9) 複数申請の禁止 1提案者が複数の提案を行うことはできません。また、1事業者（協力者を含む）が複数提案することも複数の提案者の協力者になることもできません。

## 6 評価基準

企画提案書の評定は、次の項目表により行います。

評価項目	評価事項	配点
企業の能力及び業務実績	企業能力（ISO55001・個人情報保護資格等）	10点
	同種業務の実績	
工程管理	工程管理の妥当性	5点
業務への理解度	市下水道事業の現状の理解度	10点
	現有データの課題と活用方法	
データ整理による 最適な機能構築の提案	下水道台帳管理機能の最適化を図る提案	60点
	各種地図情報や市所有情報との連携を図る提案	
	維持管理業務の最適化を図る提案	
	工事台帳管理業務の最適化を図る提案	
	資産台帳管理業務の最適化を図る提案	
	ストックマネジメント計画支援の最適化を図る提案	
	アセットマネジメント運用への活用を図る提案	
その他自由提案		
見積金額	本事業費の妥当性	15点
	保守・更新費の妥当性	
合計		100点

## 7 企画提案書の審査・選定

### (1) 第一次審査（書類審査）

市職員で構成された選定委員会において、提出された企画提案書を基に審査を行い、第一次審査合格者を最大で5者程度選定します。

### (2) 第一次審査の結果

第一次審査の結果は、企画提案者全員に文書で通知します。なお、速報として、電子メール又はFAXで通知も行います。

### (3) 第二次審査

第一次審査で選定された者を対象に、以下の概要でヒアリング（非公開）を実施し、総合評価のうえ、最優秀者及び次点者の各1者を選定します。

- ①企画提案書の説明は、提出済みの企画提案書により、パソコン及びプロジェクターを使用し、20分以内で行います。スクリーン、プロジェクター及びパソコンとプロジェクターの接続ケーブル（D-sub 15ピン、HDMI 接続可能）は市で準備しますが、パソコンは各自で用意願います。
- ②説明後、選定委員によるヒアリングを10分以内で行います。
- ③提案者は、説明者、機械を操作する者及び協力者も含み、3名以内とします。また、1事業者1提案者として、複数の提案に参加することはできません。
- ④提出済書類に基づき説明し、同内容と相違ないよう留意してください。なお、ソフトウェアのデモンストレーションを説明に加えることは可とします。
- ⑤その他、詳細につきましては第一次審査で選定された者に通知します。

### (4) 第二次審査結果の通知について

第二次審査の結果については、第二次審査参加者全員に速やかに結果を文書で通知するとともに、市ホームページに掲載します。

## 8 委託契約までの流れ

- (1) 選定委員会が選定した最優秀者は、当該事業に係る契約の交渉を行います。
- (2) 契約の交渉にあたっては、提出された企画提案書を基本として、提案内容を反映しつつ最終的な協議のうえ、仕様書等の事業内容を決定し、当該事業に伴う随意契約の見積徴収の相手方とします。
- (3) 最優秀者が契約までの間に、失格事項が判明した場合又は辞退した場合、さらには市との契約交渉において決裂した場合は、次点者と契約交渉を行います。
- (4) 市との契約の手続きは、滝沢市財務規則（平成11年規則第15号）の定めによります。
- (5) 当該事業の履行期限は、本要領I.2.(3)のとおりですが、短縮した期限を企画提案した場合、その期限でもって、契約するものとします。
- (6) 本件に係る事業費の限度額は、本要領I.2.(4)のとおりです。事業費には、当該事業における一切の費用を含むものとします。なお、有益な追加提案等については必要に応じて別途協議するものとします。

### **III. その他**

#### **1 失格事項**

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 公募の公告日から審査が終了するまでの間、選定委員や事務局関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 期日を守らなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類作成要領に違反する表現をした場合
- (5) その他、審査委員会が本要領に違反すると認める場合

#### **2 提出書類の取り扱い**

- (1) 書類の提出後において、記載された内容の変更は認めません。
- (2) 提出された書類の返却は致しません。
- (3) 提出された書類は、選定作業などに必要な範囲において複製を作成する場合があります。

#### **3 その他**

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担になります。